

●香川県告示第329号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
株式会社ジェイディ 木田郡三木町大字奥山3127番地
代表取締役 平尾 範明
代表取締役 松本 英高
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
木田郡三木町大字奥山字広野1963番、1974番、1976番1、1978番1、1978番2、3124番2、3124番3、3125番1、3125番2、3126番、3127番、3128番4、3132番1、3133番、3133番2、3133番3、3134番1、3134番2、3135番1
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の最終処分場（管理型最終処分場）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉋さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの
- 5 申請年月日
平成26年8月27日
- 6 申請書等の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
香川県環境森林部廃棄物対策課
香川県東讃保健福祉事務所環境管理室
三木町環境保全課
 - (2) 縦覧期間
平成26年9月9日（火曜日）から同年10月9日（木曜日）まで
- 7 意見書の提出期限等
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
 - (1) 提出期限
平成26年10月23日（木曜日）
 - (2) 提出先
高松市番町4丁目1番10号 香川県環境森林部廃棄物対策課
 - (3) 記載事項
ア 生活環境保全上の見地からの意見
イ 意見書提出者の氏名及び住所

ウ 対象事業の名称（株式会社ジェイディの管理型最終処分場）

(4) 提出上の注意

意見書の形式は特に問わないが、日本語により記載すること。